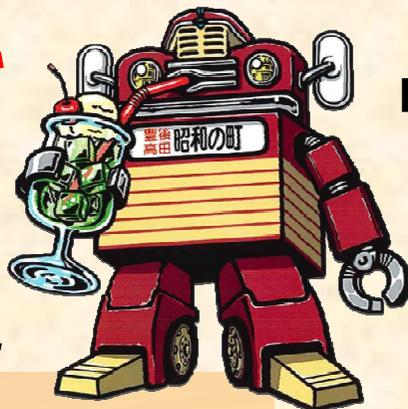


団体旅行造成

(地域観光事業者物価高騰対策事業助成金)

助成金

ぜひ、ご活用を



助成対象期間：令和8年3月20日～令和9年3月19日

※助成金の交付は令和9年3月19日までに催行されたものに限り
※催行日を問わず申請の受付は先着順とし、期間内であっても予算がなくなり次第終了となります。

■助成金手続きの流れ

- ①申請（旅行者様⇒まちづくり会社）
添付書類とともに助成金交付申請書を催行日の3日前までに提出してください。
- ②交付決定
（まちづくり会社⇒旅行者様）
内容を審査し、助成金交付決定通知書を送付。
※19名以下での催行となった場合は、交付対象にはなりません
（交付決定後に19名以下になった場合も交付対象となりません）
- ③催行（旅行会社様）
- ④実績報告
（旅行者様⇒まちづくり会社）
添付書類とともに助成金実績報告書を1ヶ月以内に提出してください。
- ⑤助成金支払い（まちづくり会社）

■交付対象者 旅行業法に基づき旅行業の登録を受けた旅行者業者

- 交付要件
- ①出発地は豊後高田市外
 - ②貸切バスを利用
 - ③1行程につき20名以上
 - ④市内飲食店で食事
 - ⑤市内有料観光施設等2ヶ所以上見学
- ※学校行事として行う教育旅行、会議、研修、政治・宗教活動を目的とした旅行は対象外

■助成金 バス1台につき30,000円
フェリー乗船の場合、バス1台につき上限30,000円まで乗船料を加算
※上記のいずれかの交付

※例えば

- ①フェリーのバス乗船料17,500円の場合
17,500円+30,000円 47,500円の交付
- ②フェリーのバス乗船料35,000円の場合
35,000円+30,000円 上限60,000円の交付



お問い合わせ

豊後高田市観光まちづくり株式会社
大分県豊後高田市新町989-1
TEL 0978-23-1860
FAX 0978-23-1870
MAIL info-bt@showanomachi.com

※この事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方 交付金」を活用しています。